

第 14 回 筑後市 農業委員会 総会議事録

- 日 時 令和 6 年 8 月 5 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 21 分
- 場 所 中央公民館 2 階 会議室
- 出 欠 者 出席者 14 名 欠席者 2 名
- 議 事 1. 開 会
2. 議事録署名人の指名
3. 付議事案
- 報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について
- 報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について
- 議案 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について
- 議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用
権集積等促進計画について
- 議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について
- 議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案 第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
15 番	岡本 義照	16 番	近藤 茂

欠席委員（2名）

5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
-----	-------	-----	------

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時30分 開会

○事務局

はい。皆さんお疲れ様です。（お疲れ様です）時間になりましたので始めていきたいと思います。今日は暑い中大変お世話をかけております。本日もよろしくお願いします。会長の方からご挨拶お願いいたします。

○議 長

皆さんこんにちは。（こんにちは）本日は大変お忙しい中、また酷暑の中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から第14回の農業委員会総会を始めたいと思います。本日は5番の田島雅弘委員と6番の河原努委員が欠席でございます。

次に注意事項を申し上げます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が2件、議案が5件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には12番の井寺委員と13番の下川隆稔委員にお願いします。

それでは早速、報告事項に入ります。報告事項1号から2号続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

でございます。

認定農業者の関係ですね。今回、認定者。市の認定農業者、再認定が4名いらっしゃいます。まずは6-1 _____さん、目標とする経営規模はイチゴ21aです。続きまして、6-2 _____さん、同じくイチゴ20aです。6-3 _____さん、同じくイチゴ26aです。6-4 _____さん、_____さんご夫婦で同じくイチゴ17aです。2ページをご覧ください。こちら新規の方ですね。6-5 _____さん、常用でイチゴ15a。6-6 _____さん、馬間田でイチゴ27a。6-7 _____さん、水田でイチゴ16a。6-8 _____さん、井田でイチゴ17a。6-9 _____さん、_____さんご夫婦で、長崎でイチゴ20a。

今回、たまたまですね全員イチゴということでございます。県知事認定の県認定の変更でございますがこちら県3-77で_____さん、変更は機械の追加というところでございます。最後ですね、令和6年7月1日現在の認定農業者数は全体の181経営体でございます。説明は以上です。

○事務局

続きまして、3ページの方をお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

第1項のみ説明いたします。第1項、所在、水田、地目田1筆、面積611㎡、解約事由は売買のためでございます。解約後についてはですね、30ページの第2項で説明をいたします。それから、第2項以降についてはですね、関連のページがある場

合は備考にそのページを記載しておりますので、ご確認をお願いします。説明は以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。これで報告事項は終わります。次に、基盤法による所有権移転、議案第1号について提案いたします。本日は2件ございます。それでは第1項につきまして事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。5ページになります。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について

でございます。

第1項、所在折地、地目田2筆、面積、7,782 m²、渡人は公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、受人が大字折地の_____さん、利用目的は、米・麦・大豆、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年8月26日でございます。受人の_____さんは令和6年5月にあっせん登録されております。また、_____でございます。こちらの農地は令和6年6月の総会で福岡市南区の_____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上です。

○議 長

はい。それでは第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在、富重、地目田6筆、面積計2,615.48 m²、渡人が公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、受人が大字富重の_____さん、利用目的はイチゴ、売買価格は総額_____円、引渡しは令和6年8月26日でございます。受人の_____さんは令和

6年6月にあっせん登録されております。また、_____でございます。こちらの農地はですね令和6年6月総会で大字久富の_____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上でございます。すみません、会長いいですか。売買価格についてはですね、渡人の方が離農で安くても処分したいということですね。渡人の希望価格といたしましては、まだ安い価格であったんですけど、受人の方がそれではちょっとということで。反当たり_____円の金額になったものようでございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは、第2項につきまして質問のある方はお願いいたします。

はい。城戸委員

○委員(11番)

11番の城戸です。えーっと。_____まで繋がつとるけん。繋がつとる田んぼと思うんですけど。一番上のここは基盤整備のあつて土地ですかね。どげんですか。

○事務局

あつてました。確認しました。はい。事前調査の時も聞かれとったので。調べましたら圃場整備されてありました。渡人さんの希望がまだ安かつたんですけど、それではちょっとあまりにもということで。ちょっと高い金額でということでこの金額_____円ということになったようです。

○議長

よろしいでしょうか。

○委員(11番)

はい。よかです。

○議長

はい。どうぞ。

○委員(3番)

3番の吉武です。

○議長

はい。吉武委員どうぞ。

○委員(3番)

関連質問ですが。普通、あつてと思いますが暗渠関係も当然あつてところで

しょうね。

○事務局

ちょっと。そこは確認してなかったです。

○委員（3番）

それで値段の。

○事務局

確かに言われるように暗渠が入ってるのと入ってないのとじゃあ値段が違うというのは以前にもありましたので、ちょっと。すみません。これについてはちょっとそこは確認しておりませんでしたので聞かんとわからんですね。ちょっと。ということで。

○議長（近藤 茂君）

整備済み田ということであれば、暗渠はあると思いますがね。

○委員（3番）

たまにないところもあるけんで。はい。わかりました。

○議長

よろしいですかね。他にありませんかね。

【質問なし】

他に無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第2号基盤法による中間管理事業にかかる集積等促進計画について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。6ページになります。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画についてでございます。

こちら中間管理事業の利用権設定になりますけれども、6ページから23ページま

でになります。第1項のみ説明いたします。権利種別が貸借権設定、第1項、所在、前津、地目樹園地2筆、面積計8,496㎡、利用権は使用貸借、貸人大字前津の_____さん、借人が_____さん、利用目的はキウイ、期間は10年間でございます。説明は以上です。今回からですね議案毎にですね集計の説明をさせていただきます。いつもだったら括弧書きということで最後に集計していたんですけどもこちら中間管理事業分とそれと相対の分ですね。別々に集計しておりますので、そちらで説明させていただきます。今後、中間管理の方に移行していきますのでこちらの方がメインになってくると思います。24ページをお願いいたします。左上の総計でございます。田が81件、面積が341,783.19㎡、畑6件、面積が25,360㎡、合計が87件、面積が367,143.19㎡でございます。新規・再設定別です。新規が38件、再設定が49件、通年・期間借地の別が通年84件、期間借地が3件、小作納入別では金納が74件、物納が3件、耕起代掻が2件、使用貸借が8件です。右側です。貸借期間別でございます。3年が2件、5年が78年、10年が7件となっております。説明は以上でございます。

○議長

はい。ページ数も多いようですが議案第2号につきまして質問のある方はお願いいたします。私から1件。第1項ですね、_____さんは11,000㎡、約1町1反ぐらい自作で経営しておられますけど。今回、利用権設定は使用貸借になっておりますけどですね。何か。

○事務局

実際はですね、使用貸借ということになっとるんですけど。聞き取ったところでは機構からの支払い月というのが12月なんですかね。12月支払いということでなんですけど。元々個人間で今回、相対から中間管理の方に新規になってますので支払い月がちょっと合わなくてですね。個人間では実際には9月に支払いはされておったということでですね。そういった事情がありまして形式上は使用貸借になっておるんですけど。実際、個人間で9月に支払いをされるといったことで聞いてます。

○議長

その後は。使用貸借。

○事務局

そうですね。形式上はですね。ただ、支払いが9月に当事者間でですね。9月の支

払いを優先するためにこのような形に今なっとるような感じですね。

○議長

相対からの中間管理利用促進計画に移行されるということですね。

○事務局

はい。

○議長

はい。わかりました。他に。

【質問なし】

他に無いようでございますので採決をとります。議案第2号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号基盤法による利用権設定について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

25ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

こちら25ページから28ページまででございます。第1項のみ説明いたします。権利種別が貸借権設定、第1項、所在大字鶴田、地目田1筆、面積687㎡、利用権は賃貸借、貸人が大字鶴田の_____さん、借人が大字鶴田の_____さん、利用目的が米・麦・大豆、借賃は反当たり玄米____kgです。期間は5年間でございます。こちらでも続きまして、集計の説明をさせていただきます。議案書の29ページをお願いいたします。左上の総計です。田4件、畑が1件、面積が18,025㎡、500㎡、合計が5件、面積が18,525㎡でございます。新規・再設定別です。新規が1件、再設定が4件、通年借地の別では、通年が5件、小作料納入の別で金納が3件、物納が1件、使用貸借が1件です。右側です。貸借期間別でございます。2年が2件、5年が1件、10年が2件となっております。2年の分はですね、法人の終期に合わ

せるための2年間の設定になっております。説明は以上です。

○議長

それでは、議案第3号について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

○議長

次に農地法第3条、議案第4号について提案いたします。本日は3件でございます。第1項につきましてですが、農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、委員は自己に関する事項については議事に参与することが出来ない事となっております。従いまして15番の____委員には退席をしていただきます。

【____委員 退席】

第1項につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書30ページをお願いします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、贈与、所在長浜、地目畑1筆、面積115㎡、渡人、大字____の____さん、受人が大字____の____さん、申請事由は従兄弟の____さんへの贈与でございます。作物はイモでございます。説明は以上でございます。

○議長

第1項について担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。2番の富安でございます。第1項につきまして、内容は事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

担当委員の説明も終わりました。質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

それでは、____委員の入室をお願いします。

【____委員 入室】

それでは次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第2項、契約、売買、所在水田、地目田1筆、面積611㎡、渡人、大字水田の____さん、受人が大字水田の____さん、申請事由は規模拡大のためでございます。作物は野菜、売買価格は総額で____円でございます。現在、____さんが所有している農地がですね、隣りにありまして今回、この農地を確保したいということでこの金額で購入になったと伺っております。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。13番の下川です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長

第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、贈与、所在前津、地目樹園地1筆、面積554㎡、渡人、大字前津の____さん、受人が大字前津の____さん申請事由は子の____さんへの贈与でござ

います。作物は梨でございます。説明は以上です。

○議長

それでは次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

それでは、第3項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、31ページですけれども議案第5号、農地法第5条の転用について提案致します。本日は9件ございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは議案書31ページから34ページで第1項になります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、賃貸借、所在前津、地目田18筆、畑3筆、その他樹園地が2筆、面積合計が14,358㎡、貸人、羽犬塚の____さん、同じく羽犬塚の____さん、同じく前津の____さん、同じく前津の____さん、同じく前津の____さん、同じく前津の____さん、32ページですね。前津の____さんと____さん、続いて熊本市の____さん、久留米市宮ノ陣の____さん、広川町の____さん、借人は愛知県名古屋市の____さん、申請事由は中古車買取販売店及び自動車整備工場建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページをご覧ください。こちら国道442号線沿いのですね、____から約東へ600mの所でございます。広がり10ha未満の農地で用途地域から1km以内のですね農地で近接2種というところで2種農地ですね。いわゆる沿道サービスですね、許可可能となっております。一体利用地がで

すね。開発区域の中央にですね。ちょっとわかりにくいんですけど、緑で塗っている所、水路とかですね。514.06 m²。令和6年5月にですね、農振除外が完了している所でございます。水路は付け替えでですね。東側から北側へといいますか。北から南へ上か下にですね。降りてくると。そして、北側沿いに水路が走ってますので。こちらの方に流すというところでございます。どちら賃貸借の期間はですね、35年というふうになっております。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議をお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

はい。城戸委員

○委 員（11番）

はい。11番の城戸ですけど。えーっと、これ、35年の賃借になっとるんですけど。大体どんぐらいとか発表は出来っとですかね。

○事務局

はい。坪当たりひと月ですね。_____円と書いてあります。契約書に。

○議 長

よろしいでしょうか。

○委 員（11番）

はい。ありがとうございます。

○議 長

他にございますか。

○担当委員

すいません。

○議 長

はい。どうぞ。

○担当委員

_____と道挟んで_____が今、工事しよっちゃなかですか。その中に道が通つとるとですよ。

○事務局

はい。はい。間に。

○担当委員

あの道は拡張はあつとですかね。

○事務局

どちらですか。

○担当委員

南北。

○事務局

南北。

○担当委員

そうそうそう。

○事務局

南北はそのまんまみたいですけど。特に触るような。

○担当委員

それこそ、あーいう、セットバックとか、せらっしえれんとですかね。

○事務局

セットバックされるのはですね。この北側。

○担当委員

北側だけ。

○事務局

北側の歩道を。セットバックと聞いております。

○担当委員

あー。そんなら。南北に走っている道は。もう、そんまんま。

○事務局

そのまんまと聞いております。ですからそこを基本的にあんまりここは通らないという前提みたいですね。お店の中に入るのは。

○担当委員

国道から。

○事務局

そうです。直接入る所。それで完結するというふうに聞いてますので。

○担当委員

あれから、こーね。交通の多かけん。こー抜けたり、こー入ったりするとに拡張。

○事務局

おそらく南北の道路はですね。抜け道的なところはあると思いますけれども。お店同士の行き来は出来ない形になるので。フェンスとかですね。

○担当委員

フェンスなりブロックなり。

○事務局

あるんですね。計画されてるんで。直接的に_____さんが_____さんに入ること
は出来ないみたいですね。一回出て。

○担当委員

えーと。北側と南側の。北側は開くとですかね。

○事務局

北側はですね。ちょっと詳しくは見ていませんが。歩道とかあるのでですね。ちょっと待ってくださいね。

○担当委員

結構あれが車の出入りが多なったらあの道が。

○事務局

_____さんは北側には抜けなかったと思うんですよ。この_____さんも北側へ抜ける
所はないみたいですね。

○担当委員

あー。そんならよかった。

○事務局

だから、そうなると。さっきご心配のように、あそこは、通りもあるんですね。ちょっと渋滞とかですね。事故とかならんように。

○担当委員

前津の村中に住んどらっしゃる。あれからこー抜けて行くけんですね。なったけ、

少なかがよかけんですね。部外者の人が。

○事務局

先ほど言ったように、そのお店の中で完結するといいますか。行って出てというか。

○担当委員

出入りがない。

○事務局

国道側からしか出入りがないと。

○担当委員

わかりました。ありがとうございます。

○議 長

よろしいですかね。

○担当委員

はい。

○議 長

はい。他に。はい。城戸委員。

○委 員（１１番）

あの一。あそこに。トンネルとか梨畑、_____のハウスがあるんですが。あれは。崩す。本人が崩してから。あれっちいうことでしょ。

○担当委員

トンネルまで行かんでしょ。

○委 員（１１番）

いや。_____まで行くけんで。

○担当委員

_____さんのアーチまででしょ。

○委 員（１１番）

梨畑まであつ行ってなかったかね。

○担当委員

あー。それが、_____さん、_____さんの持ち分である。

○委 員（１１番）

自分で崩して更地になして引渡しちいうことでしょ。

○事務局

そこまで、契約には明記はされてませんけど。一応移転されるという契約上はなっている。

○担当委員

葡萄は切っちゃうもん。

○委 員（１１番）

もう切っちゃう。はい。よかです。ありがとうございました。

○議 長

賃貸借だからですね。

○事務局

はい。賃貸借です。

○議 長

売買じゃないから。他に。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第１項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第２項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書中段、第２項、契約、売買、所在和泉、地目宅地１筆、面積合計の 499 ㎡、渡人、熊野の_____さん、受人が久富の_____さん、申請事由は自己住宅建設となっております。地図の２ページをご覧ください。こちらの農地はですね。_____ですね。用途地域で第３種農地、原則許可でございます。いわゆる、所有者移転のための転用ということでございます。土地の価格_____円坪単価の約_____円説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

４番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議ほどよろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので。第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

○委 員（11番）

はい。すみません。

○議 長

はい。城戸委員。

○11番（城戸 孝行君）

あの。4年の11月にとかに下りとるでしょが。ある程度したら造成進みよっとですかね。

○議 長

はい。どうぞ。

○事務局

はい。あの造成はですね。完了してます。で、もうお家がですね。何割ぐらいでしょか。2割5分ぐらいは建ってます。

○委 員（11番）

_____ぐらい。あっとですかね。

○事務局（中村課長補佐）

_____ほど。長浜の_____とほぼ同じ区画だったと思います。まあ順調といいますか。資材が高くなっているんですね。まあその辺は少し鈍化はしているものの販売はどんどんしてあるようでございます。

○委 員（11番）

大工さんやら、資材が上がってから。途中で建つるごつしよったばってん。やめたちいうもんもおるち結構聞くけんですね。ありがとうございました。

○議 長

他に質問は。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、蔵数、地目畑1筆、面積1,052㎡、渡人は蔵数の_____さん、受人は久留米市の_____さん、申請事由は宅地分譲4区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。_____の北側となっております。こちらはですね。用途地域第3種農地で原則許可になります。令和6年5月31日用途地域に変更になった所ございまして、造成までいいということとなっております。一体利用地といたしまして、緑色の所、下の所。南側の所が一体利用地でございまして宅地472.17㎡あります。既にこちら家の形がありますが家も家は解いてございまして。土地の価格はですね。農地の部分で_____円、坪単価の_____円、説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

8番の中村です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので。第3項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書33ページをご覧ください。第4項、契約、売買、所在水田、地目畑2筆、面積合計147㎡、渡人は水田の_____さん、受人は野町の_____さん、申請事由は宅地分譲2区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。_____の信号から西へ200mの所、用途地域に変更になっておりまして第3種農地、原則許可となります。宅地と一体利用となっております。緑のところが宅地ですね。土

地の価格農地で_____円、坪単価の約_____円。_____さんは他の案件、過半要件はクリアされております。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。只今、事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長

説明も終わりましたので。第4項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

○議 長

次に、第5項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第5項、契約、売買、所在野町、地目畑4筆、面積合計 1,713 m²、渡人は兵庫県西宮市の_____さん、受人は飯塚市の_____さん、申請事由は共同住宅2棟20戸建築となっております。場所の確認をお願いします。地図の5ページです。_____の信号からですね、西へ約 500m の所。ここは元々用途地域、第3種農地で原則許可となります。一体利用地としまして申請農地の南側に池・沼が 163 m²、あってですね。地元に住んである方はここでよく遊びよった方は確かに、池んごたったですということでお伺いしております。土地の価格は総額の_____円、坪単価の約_____円。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。只今、事務局の説明のとおりです。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

説明も終わりましたので。第5項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第6項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第6項、契約、売買、所在、尾島、地目畑1筆、面積274㎡、渡人は久留米市津福本町の_____さん、受人は尾島の_____さん、申請事由は個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページです。国道209号線のですね、_____の西側になります。この農地はですね、住宅に囲まれている農地で第3種農地、原則許可になります。一体利用地としましてですね。申請農地の東側、宅地で124.22㎡。土地の価格は総額の_____円、坪単価の約_____円。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

10番の中村です。只今の事務局の説明のとおりでございます。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので。第6項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第7項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 34 ページをご覧ください。第 7 項、契約、使用貸借、所在下妻、地目田 5 筆、面積合計 5,444 m²、貸人は大字下妻の _____ さん、借人は同じく下妻の _____ さん親子になられます。申請事由、一時転用で農地改良。田から畑ですね。一時転用後の作物はブドウとなっております。場所の確認をお願いします。地図の 7 ページをご確認ください。 _____ の倉庫のですね、少し南西の所になります。この農地はですね農用地区内農地、いわゆる農振青地になります。一時転用の期間は令和 6 年 9 月 10 日から 11 月 30 日までとなっております。こちら転用面積がですね。5000 m²を超えるため、本庁案件。常設審議委員会での意見聴取があります。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

9 番の下川です。只今の事務局の説明のとおりでございます。少しちょっと補足します。えー。親子の関係で _____ さんにつきましては、作物ブドウということになっておりますが。聞いたところによりますと前津の方だと思うんですが。既にちょっとあの一、ブドウ畑を借りてですね。ブドウの栽培されておるということで。ここで初めて作るんじゃないくて、既にブドウ栽培をずっとされておることなので。問題ないかなと思ひましてですね。既に、法人の方とも利用権設定の関係できちんと話しをしてということで聞いておりますので。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議 長

はい。わかりました。説明も終わりましたので、第 7 項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 7 項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第 8 項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第 8 項、契約、売買、所在富久、地目田 5 筆、畑 1 筆、面積合計の 853 m²、

渡人は久留米市東町の_____さん、受人は長浜の_____さん、申請事由は資材置場となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページです。_____の直ぐ北側でございます。農地は青色ですので、1.2.3.4.5.6筆ちょっと点在した形とそれとあと一体利用地がですね宅地及びとかですね山林、用悪水路が入っております、そちらの方がですね2,273.62㎡とほぼそちらの方が大きくなっております。資材置場はですね、総会で説明を差し上げているとおり、完成後半年毎に3年間はですね。利用状況の報告が義務付けられております。転用事業者には行政書士を通して説明をしております事業者も了解しておるところでございます。なお、転用申請に先立ちまして地元説明会を開催していただいております。地元との共生といいますかトラブルの無いようにですね。協力はいただいております。土地の価格は総額で_____円、坪単価の約_____円説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番の松永です。ここ資材置場ですね。どういう資材置場ちいうたら地図がですね。計画地図がありますので見て下さい。それで砂利とか石とかただ置くだけですよという説明ですね。それで同意書とかもきちんと出してありますので、いらん事はしませんよと、これ以上の事は。そすと、住民説明会も2週間前ぐらいにありまして。特に垂れ流しとかはないからですね。資材を置くだけですから。それでじゃいいんじゃないかということで。了解を得ております。でダンプとかですね、付近の人はやかましいんじゃないかというのがありましたけれども、朝の9時から夕方5時までが仕事ですので。それ以外はダンプと来ませんということも言われましたので、特段問題ないと思っております。審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第8項につきまして質問のある方はをお願いします。

はい。城戸委員

○委 員（11番）

11番の城戸です。えーとこれ。資材置場でばらばらになっとるんですけど。この会社は、別に資材置場とかあるとですかね。

○事務局

あの一。_____さんは元々_____に会社をもっておられて、資材置場も_____にちょっとあるんですけど。めちゃくちゃ狭くて探しておられた時にこちらが2種農地になるので。2種農地はですね、資材置場は代替地がなければ許可可能となっております。でこれが、1種農地だとですね確かに城戸委員さんが言われるように地元の方じゃないと駄目なんです。でも今回、2種農地なのでですね。許可可能はできるとうことで農林の方と協議をしているところでございます。

○委員（11番）

関係あるのかなーて。一瞬思うたけん。

○事務局

全くないそうです。

○委員（11番）

あーあーわかりました。ありがとうございました。

○担当委員

業者の説明はですね。あの一。_____で一応資材置場があるけども、足らんからこっちに置きますと。こっちにしょっちゅう来ることはありませんと説明はされておりました。そういう同意書もちゃんと見ましたですけどね。

○議長

資材置場が狭くなったから。

○担当委員

そうみたいです。

○議長

わかりました。他に何かございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第8項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第9項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第9項、契約、売買、所在若菜、地目畑1筆、面積797㎡、渡人は重富の

_____さん、受人は、久留米市江戸屋敷の_____さん、_____さんご夫婦で持ち分は各1/2でございます。申請事由は個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いいたします。地図の9ページですね。こちらは_____の通り右側ちょっと切れてますけどありまして、そこから_____の所。元々用途地域第3種農地、原則許可になります。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1番の松永です。横はブドウ畑になります。横はですね、周りは住宅が全部出ていますので。別段問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第9項につきまして質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第9項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第14回の農業委員会を閉会したいと思います。引き続き協議、報告事項に入ります。

午後2時21分 閉会